

# 通信・放送融合・連携時代に対応した電波制度の抜本的な見直し

平成21年4月21日

# 通信・放送融合・連携時代に対応した新たな電波制度の実現

## 1. 通信・放送融合・連携サービスの導入を実現可能とする

- ・通信・放送融合・連携を可能とする電波利用の柔軟化

## 2. 迅速な新技術導入を促進する

- ・新技術導入に向けた提案制度の導入、技術基準策定プロセスのオープン化・迅速化
- ・新技術の導入に対応した技術基準適合証明制度の導入

## 3. 迅速な新サービス・新製品導入を可能とする

- ・免許不要局の範囲の見直し
- ・無線局に係る手続の見直し

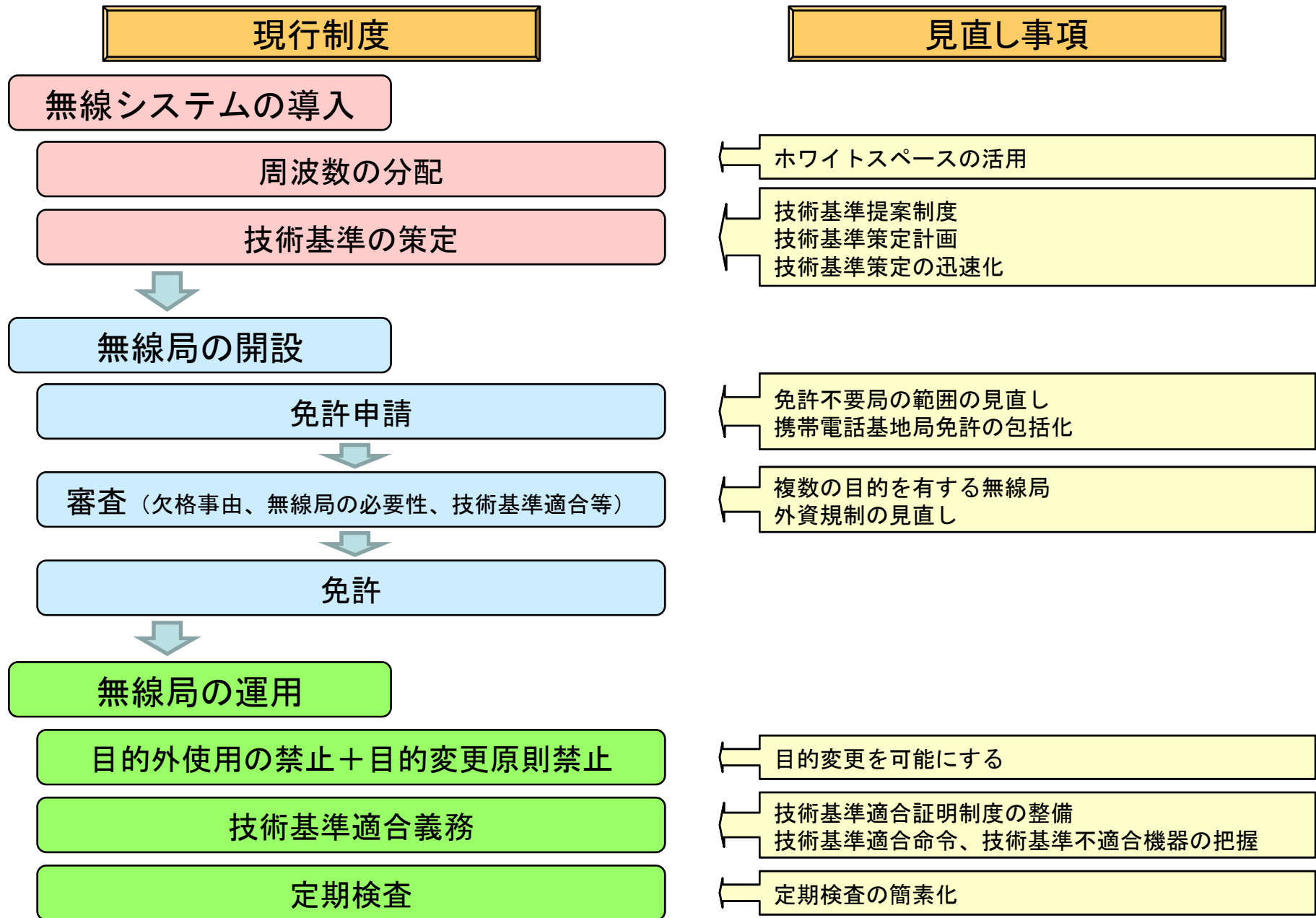
## 4. 電波を安心して利用できる環境を整備する

- ・多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境の整備

## 5. その他所要の規制の見直しを行う

- ・放送局を除く無線局に係る外資規制の見直し

# 現行電波制度との対比



## 1. 通信・放送融合・連携サービスの導入を実現可能とする

### 通信・放送融合・連携を可能とする電波利用の柔軟化

- ・ 現在、通信・放送両用の無線局は認められておらず、また目的の変更は例外的な場合に限られているが、これを改め、双方の目的を持つ無線局を免許することとともに、許可を受けて事後的に目的を変更することを可能とする。

なお、競願手続を経て付与されるべき免許についての公平性確保等の観点から、両用・変更が認められる条件について必要な検討を行う。

(電波法第16条の2、第17条関係)

- ・ ホワイトスペースを活用するため、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行う。

(無線設備規則等関係)

## 2. 迅速な新技術導入を促進する

### 新技術導入に向けた提案制度の導入、技術基準策定プロセスのオープン化・迅速化

- ・ 新しい技術の導入について、民間の創意工夫を活用するため、総務大臣に対し技術基準策定の提案を申し出ることを可能とする制度を整備する。

(電波法第38条等関係)

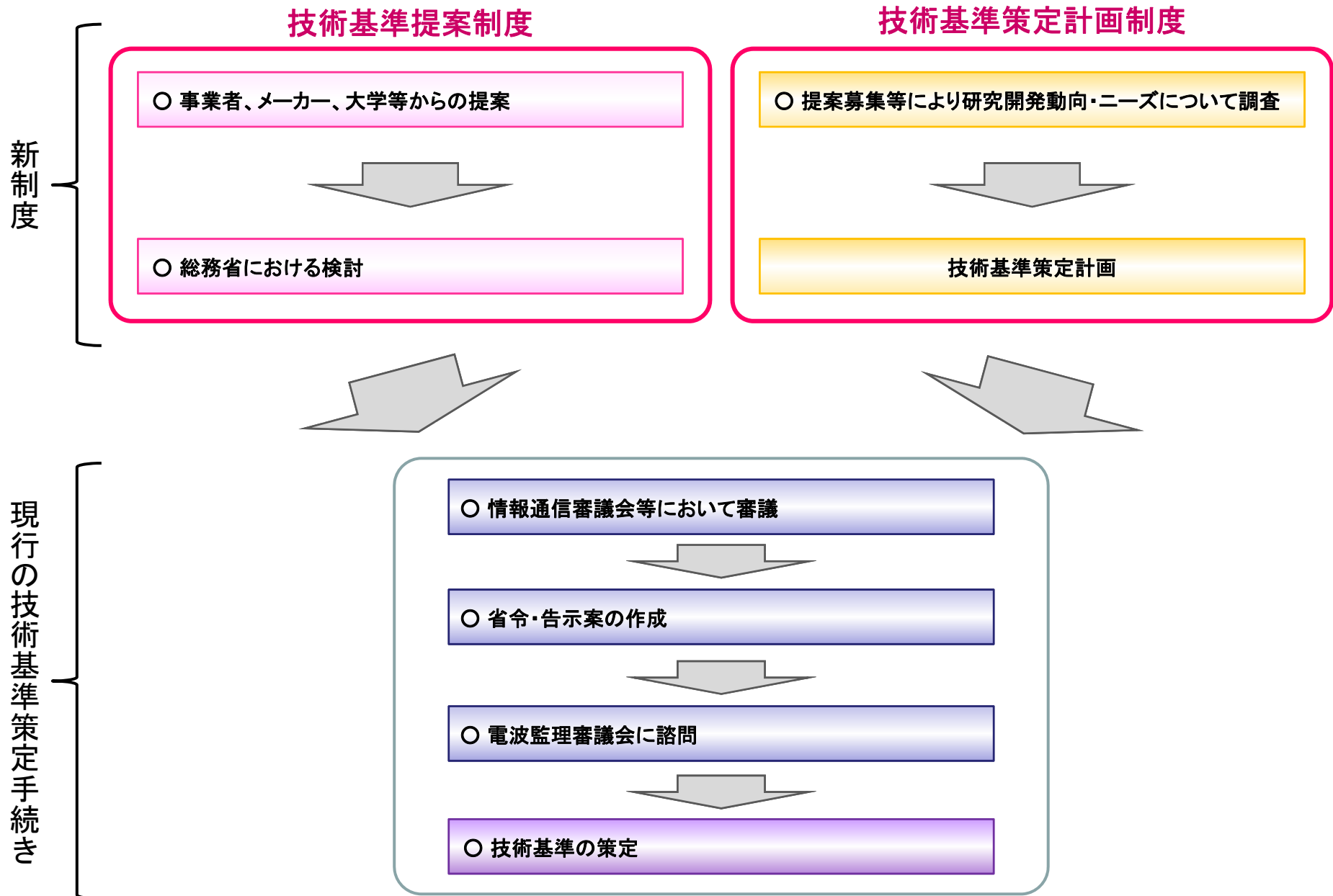
- ・ 技術基準策定のプロセスをよりオープンなものとするため、現行の電波利用状況調査にあわせて、新しい技術の研究開発の動向及び電波利用のニーズを調査し、それに基づいて技術基準策定の計画を作成、公表する制度を整備する。

(電波法26条の2関係)

- ・ 技術基準策定をより迅速に行うことにより、新しい技術の迅速な導入を可能とするため、審議会での意見の聴取を任意化する等技術基準の策定プロセスを柔軟化する。

(電波法第99条の12等関係)

# 技術基準提案制度・技術基準策定計画制度の導入 (参考)



## 新技術の導入に対応した技術基準適合証明制度(技適制度)

新技術の導入や無線設備の多様化に対応した技術基準適合証明制度を整備する。

具体的には、

- ・ ソフトウェアによる無線設備の変更を行うソフトウェア無線の導入を視野に入れ、技術基準適合表示(技適マーク)の電磁的表示を可能とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等関係)

- ・ 適合表示無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を行えるようにする。

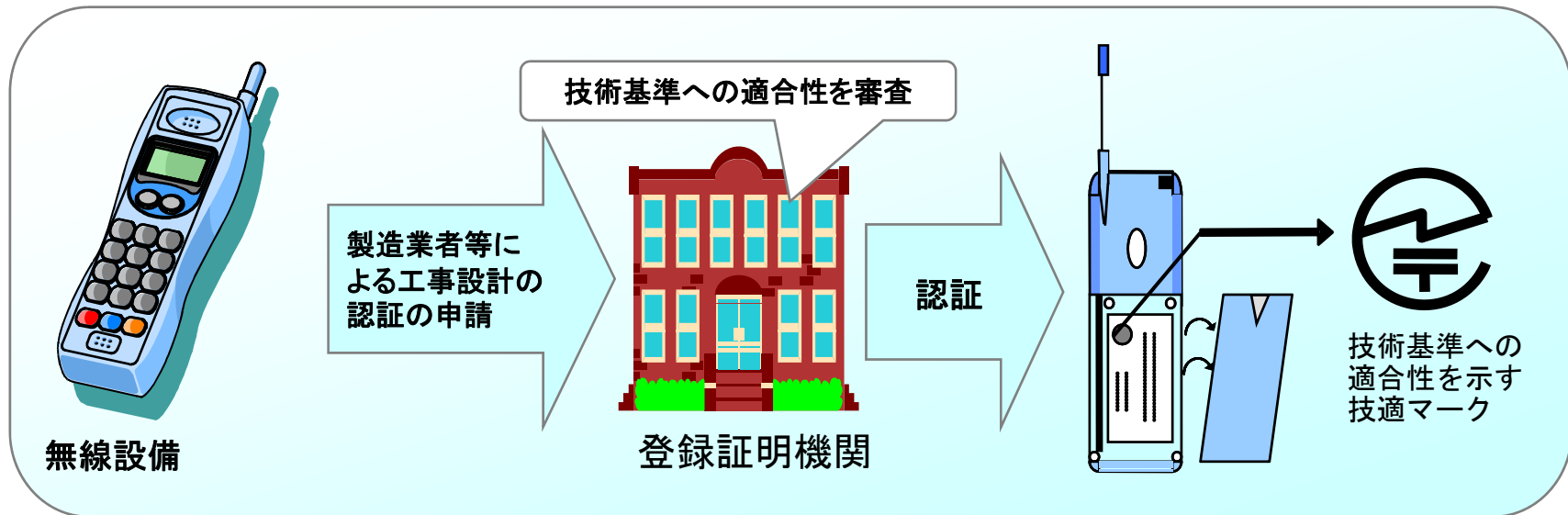
(電波法第38条の24、第38条の25等関係)

# 技術基準適合証明

(参考)

- 無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度。
- この証明を受けた無線設備のみを使用して免許申請を行う場合には、予備免許や落成検査が省略されるなどの簡易な免許手続の適用が可能となるほか、設備によっては、免許不要の措置がとられるなどのメリットがある。

## 技術基準適合証明の流れ





### 3. 迅速な新サービス・新製品導入を可能とする

#### 免許不要局の範囲の見直し

免許不要局について、無線システムごとに最適な空中線電力の上限を定められるよう、空中線電力の上限が法律上10ミリワットとなっていることを見直し、免許不要局の範囲を拡大する。

(電波法第4条関係)

(参考)

日本では免許不要で開設できる無線局の空中線電力の上限が法律で10ミリワットと規定されているのに対し、欧米では個別のシステムごとに規制当局が基準を定めている。

(参考)アクティブ電子タグ(RFID)の電力の上限値の比較

	実効輻射電力の上限値
日本	15.3mW (=空中線電力10mW)
米国	608mW, 2432mW
欧州	5mW, 25mW, 500mW

注1 国によって基準とする電力の定め方が異なるため実効輻射電力に換算している。

注2 欧米については、周波数帯、通信方式等によって電力の上限値が異なる。

注3 米国については、左記以外に電界強度により上限が規定されているものがある。

## 無線局に係る手続の見直し

より迅速かつ効率的な電波利用を可能とするため、無線局に係る手続きについて以下のような見直しを行う。

- ・ 携帯電話の基地局の免許については、例えば包括的に受けることができるようにする等手続きを簡素化する。

(電波法第27条の2等関係)

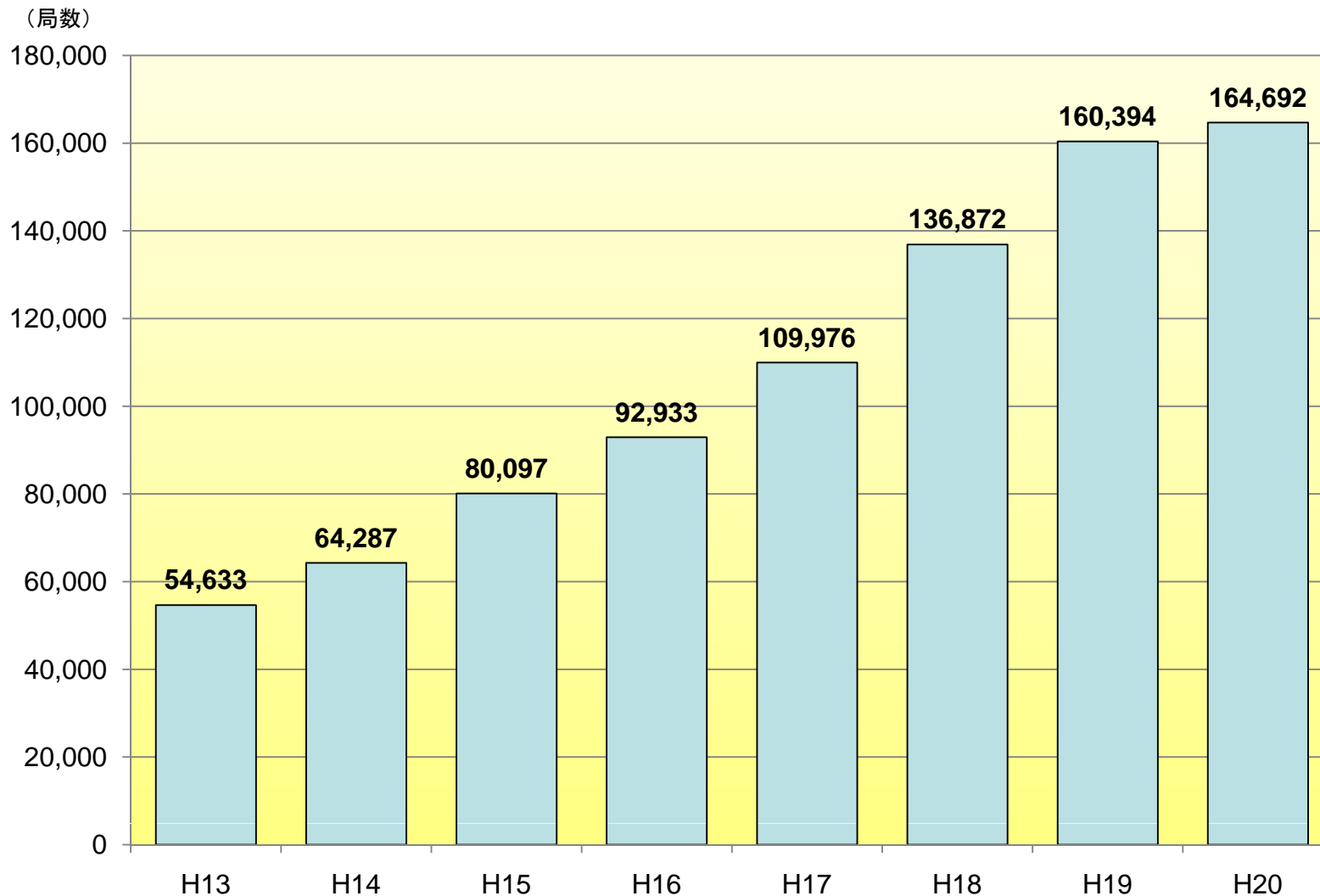
- ・ 無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異状がなかった場合には省略できることとし、点検が適切に行われることを確保するために必要な制度について検討する。

(電波法第73条関係)

# 携帯電話の基地局数の推移

(参考)

平成13年からの7年間で、携帯電話基地局数は約3倍となっている。



※各年度末時点。ただし、平成20年度は12月末時点。

## 4. 電波を利用できる環境を整備する

### 多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境の整備

多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境整備のため、例えば、

- ・ 工事設計について認証を受けた製造業者が、自ら製造した無線設備が技術基準に不適合であることを認知した場合の報告制度を設ける。

(電波法第38条の20、第38条の29、第38条の38関係)

- ・ 技術基準に違反した場合に、違反の程度・態様に応じ、電波の発射停止命令・無線局の運用停止命令に加え、技術基準適合命令を設ける。

(電波法第72条、第76条関係)

## 5. その他所要の規制の見直しを行う

### 放送局を除く無線局に係る外資規制の見直し

国際化時代に対応して、放送局を除く無線局に係る外資規制を見直す。

(電波法第5条関係)

(参考)

現行では、以下のような無線局については、外国人・外国法人等の開設は認められないこととされている。

- ・放送局
- ・固定マイクロ局
- ・日本船舶・航空機の無線局
- ・電気通信業務用等以外の人工衛星局 等

# 電波法参照条文 ①

## (無線局の開設)

**第四条** 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一・二 (略)

三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 (略)

## (欠格事由)

**第五条** 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

**2** 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二 アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

五 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの

六 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

七 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

八 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

**3** (略)

## 電波法参照条文 ②

- 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」という。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（人工衛星に開設する特定放送局にあつては、第一号、第二号又は第四号）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。
- 一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者
  - 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるもの
  - 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分之一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）
    - イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者
    - ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
  - 四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの
- 5 （略）

### （変更等の許可）

**第十六条の二** 免許人は、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができる。

**第十七条** 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

### （電波の利用状況の調査等）

**第二十六条の二** 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

2～6 （略）

### （特定無線局の免許の特例）

**第二十七条の二** 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

## 電波法参照条文 ③

### (その他の技術基準)

**第三十八条** 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

### (技術基準適合証明を受けた者に対する立入検査等)

**第三十八条の二十** 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、当該技術基準適合証明に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、当該技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

### (特定無線設備の工事設計についての認証)

**第三十八条の二十四** 登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について認証（以下「工事設計認証」という。）する。

2 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証の求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、工事設計認証を行うものとする。

3 (略)

### (工事設計合致義務等)

**第三十八条の二十五** 登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにならなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

### (準用)

**第三十八条の二十九** 第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。（以下略）

### (準用)

**第三十八条の三十八** 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。（以下略）



## 電波法参照条文 ④

### (電波の発射の停止)

**第七十二条** 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

### (検査)

**第七十三条** 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

2・3 (略)

4 総務大臣は、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

5・6 (略)

**第七十六条** 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2～6 (略)

### (意見の聴取)

**第九十九条の十二** 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第三号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2～8 (略)